

事業概要

令和6年度版

(令和5年度実績)



群馬県食肉衛生検査所

はじめに

コロナ禍の生活から経済活動が平常化するなかで、日本国内も諸外国からの多くの観光客が認められるようになりました。訪日の目的は買いものより、食や体験へ関心が集まっているとの分析もあり、飲食店がにぎわいを見せるようになりました。一方では、食中毒の発生件数も増加傾向にあり、観光名所の流しそうめん使用水を原因としたカンピロバクター大規模食中毒の発生や、また輸入馬肉の加工による腸管出血性大腸菌 O157 の食中毒も広域化、複雑化して発生するなど食の安全を脅かす事故も多発しており、食肉・食品衛生の確保がますます重要となっています。

当検査所は、家畜・家禽の1頭・1羽毎の疾病検査とともに、食肉・食鳥肉に残留する有害物質の検査及び処理工程における衛生管理の指導に日々取り組んでいます。近年のグローバル化による流通経済の拡大により、動物福祉(アニマルウエルフェア)を含む国際的な動向の変化は、食肉衛生においても影響をし、食肉の輸出促進に伴う関連業務の更なる増加、HACCP制度化への対応と、食肉衛生に関わると畜検査員・食鳥検査員の役割と期待が、これまで以上に高まっています。

また紅麴などの品質管理が重要なサプリメント形状の機能性表示食品の社会問題も発生しましたが、単に過去の食経験・食文化による安全判断だけではなく、例えば食肉関連では、生鮮食肉と見分けのつかない加工食肉(結着・テンダライズ・タンブリング処理)、細胞培養肉など、既存の食品・食肉の衛生管理に加え、新たな衛生管理の評価が必要になるものも、国内外を含め多く流通される可能性もあります。

今後とも、新たな問題にも対応できるよう職員の知識、技術の向上に努め、関係者と連携を図りながら、安全で衛生的な食肉・食鳥肉の提供をして参りたいと思います。ここに令和6年度の群馬県食肉衛生検査所の事業概要をとりまとめましたので、御活用いただければ幸いです。

令和6年10月

群馬県食肉衛生検査所長 塩野 雅孝

目 次

I 食肉衛生検査所の概要	1
1 検査所の沿革	2
2 組織及び分掌事務	4
1) 組織図	4
2) 分掌事務	5
3) 職員構成	6
3 と畜場・食鳥処理場の配置図	7
4 建 物	8
5 主な検査備品	9
II と畜検査業務の概要	10
1 年度別と畜検査頭数	11
2 月別と畜検査頭数	11
3 とさつ禁止・解体禁止及び廃棄（全部・一部）頭数	12
4 輸出牛肉処理施設に係る業務	13
III 食鳥検査業務の概要	19
1 年度別食鳥検査羽数	20
2 種類別・処理場別・月別食鳥処理羽数	21
1) 大規模食鳥処理場	21
2) 認定小規模食鳥処理場	22
3 食鳥検査結果に基づく廃棄処分羽数	23

IV 精密検査業務の概要	24
1 精密検査の実施状況	25
1) 検査区分別精密検査実施状況（牛海綿状脳症を除く）	25
2) 牛海綿状脳症スクリーニング検査実施状況	26
2 食肉衛生に関する検査・調査	27
1) 残留抗菌性物質の調査結果	27
2) 残留有害物質モニタリング調査	27
3) 牛肉の放射性物質スクリーニング検査	28
3 検査の業務管理基準（GLP）について	29
4 学会・研究会等への報告	30
V その他業務の概要	31
1 監視指導・衛生検査	32
2 衛生講習会・研修会・会議の開催	33
3 長期研修	33
4 食肉衛生啓発事業	33
5 視察・研修者の受け入れ	34
VI 付表	35
1 と畜場の概要	36
2 と畜関係手数料	37
3 食鳥処理場の概要	38
4 食鳥検査手数料	38
5 検査所案内図	39

I 食肉衛生検査所の概要

- 名 称:群馬県食肉衛生検査所
- 所 在 地:群馬県佐波郡玉村町樋越305-7
- 所 管 区 域:群馬県全域(前橋市、高崎市の地域を除く)
- 所轄処理場:食肉処理場 1施設
食鳥処理場(大規模) 2施設
(認定小規模) 2施設
- 職 員 数: 53名
 - ・正規職員36名
技術職(獣医師)34名(うち再任用職員6名)、事務職2名
 - ・会計年度任用職員17名
獣医師9名、その他職員8名

(令和6年4月1日現在)

1 検査所の沿革

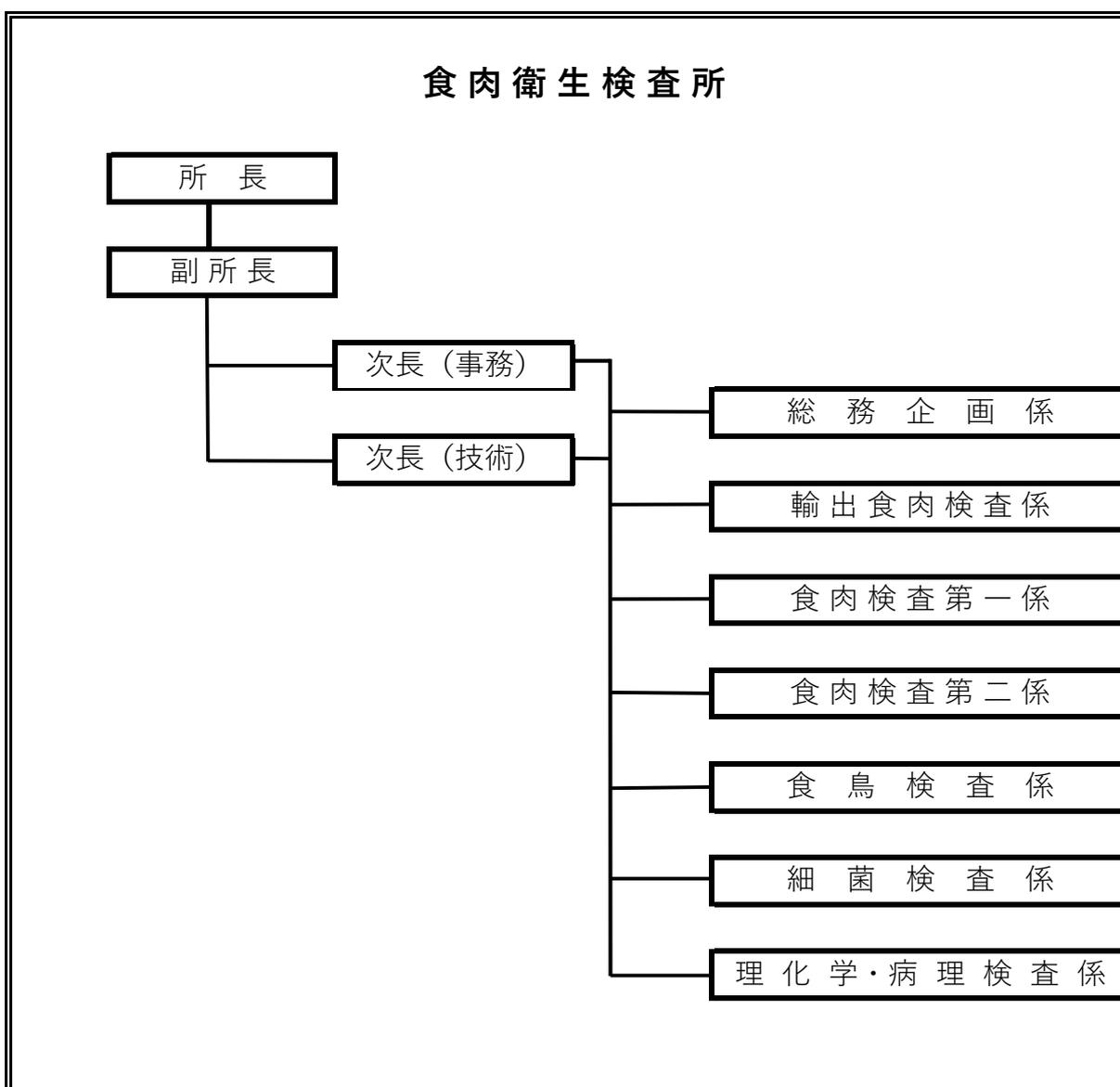
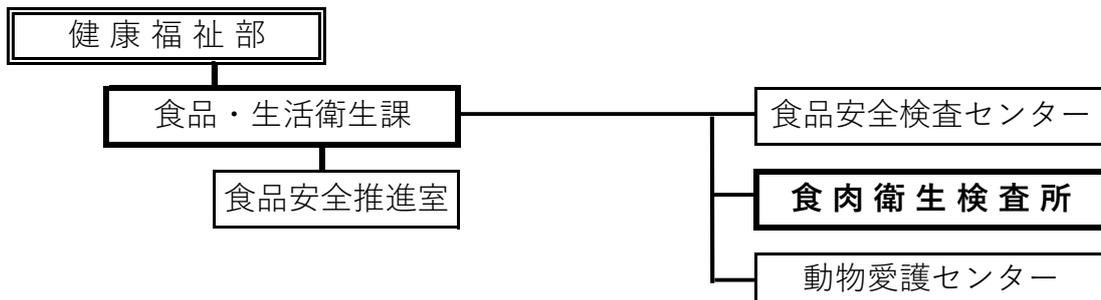
昭和 45 年 2 月	<ul style="list-style-type: none">・(株)群馬県食肉卸売市場の開設(玉村町内)に伴い、同敷地内に「中央食肉衛生検査所」を設置。・県下 12 保健所管内のうち 5 保健所管内のと畜検査を所掌し、所長以下、検査一課(4名)、検査二課(4名、兼務検査員 10名)、検査三課(4名)の 3 課体制で発足。
昭和 48 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">・時間外と畜検査に対応するため、「館林分室」を設置。
昭和 54 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・「東部支所」(館林市内)、「北部支所」(渋川市内)を設置。
昭和 55 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">・「中央食肉衛生検査所」(本所)を増改築し、「北部支所」を新築。
昭和 59 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">・「東部支所」を廃止。
平成 2 年 8 月	<ul style="list-style-type: none">・(株)群馬県食肉卸売市場が「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」に基づく認定を受けたことに伴い、対米牛肉輸出検査を開始。
平成 4 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・食鳥検査開始に伴い、本所の組織が改正され、管理課、食肉衛生課、食肉検査課、食鳥検査課、精密検査課の 5 課体制となる。
平成 5 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">・「中央食肉衛生検査所」が現在地に移転。
平成 8 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・精密検査の充実を図るため、精密検査課が理化学検査課、細菌検査課の 2 課に分かれ、6 課体制となる。
平成 9 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・「北部支所」が所として独立し、食肉検査課、食鳥検査課の 2 課体制の「北部食肉衛生検査所」となる。
平成 11 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・検査体制の充実、GLP への対応を図るため、前橋市内に「北部食肉衛生検査所検査室」(北部食肉衛生検査所の分室)を設置。
平成 13 年 10 月	<ul style="list-style-type: none">・BSE 検査(スクリーニング検査)を開始。
平成 15 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・全庁的に課制がグループ制に移行され、「中央食肉衛生検査所」は 4 グループ体制(※1)に、「北部食肉衛生検査所」は 2 グループ体制(※2)に再編。
平成 17 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">・「北部食肉衛生検査所検査室」が中央食肉衛生検査所内に移転。
平成 18 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・「中央食肉衛生検査所」と「北部食肉衛生検査所」を統合し、新たに 7 グループ体制(※3)の「群馬県食肉衛生検査所」(当所)を設置。
平成 20 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・全庁的に組織のグループ制が係制に移行され、10 係体制(※4)に再編。
平成 23 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・中核市の高崎市に、と畜場 1 施設、大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 2 施設が移管されたことに伴い、食鳥検査第一係と食鳥検査第二係が統合して食鳥検査係に再編されて 9 係体制(※5)となる。
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none">・県内と畜場に搬入された牛全頭が対象の放射性物質検査を開始。
平成 25 年 7 月	<ul style="list-style-type: none">・BSE 検査の対象月齢を 48 ヶ月超へ変更。
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・輸出食肉専門官(係長兼務)を新設。
平成 29 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・健康牛に係る BSE 検査を廃止。
令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・県内と畜場に搬入された牛全頭が対象の放射性物質検査を廃止。
令和 3 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・と畜場等の HACCP 計画導入に伴い規定された外部検証に対応するため「食肉検査第三係」を「衛生管理検証係」(※6)に再編。
令和 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・業務の効率化を目的に 7 係体制(※7)に再編

- ※1:管理グループ、対米輸出検査グループ、食肉・食鳥検査グループ、BSE・精密検査グループ
- ※2:食肉検査グループ、食鳥検査グループ
- ※3:総務企画グループ、輸出食肉検査グループ、食肉検査第一グループ、食肉検査第二グループ、食鳥検査グループ、精密検査グループ、BSE・感染症検査グループ
- ※4:総務企画係、輸出食肉検査係、食肉検査第一係、食肉検査第二係、食肉検査第三係、食鳥検査第一係、食鳥検査第二係、細菌検査係、理化学検査係、病理検査係
- ※5:総務企画係、輸出食肉検査係、食肉検査第一係、食肉検査第二係、食肉検査第三係、食鳥検査係、細菌検査係、理化学検査係、病理検査係
- ※6:総務企画係、輸出食肉検査係、食肉検査第一係、食肉検査第二係、衛生管理検証係、食鳥検査係、細菌検査係、理化学検査係、病理検査係
- ※7:総務企画係、輸出食肉検査係、食肉検査第一係、食肉検査第二係、食鳥検査係、細菌検査係、理化学・病理検査係

2 組織及び分掌事務

1) 組織図

令和6年4月1日現在



2) 分掌事務

各係の分掌事務は、以下のとおりである。

○ 分掌事務

係名	主な分掌事務
総務企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務に関すること。 2 と畜検査及び食鳥検査の業務及び企画調整に関すること。 3 野生鳥獣肉の衛生に関すること。
輸出食肉検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 牛肉輸出認定に関すること。 2 牛肉輸出に係る検査及び衛生証明書等に関すること。 3 対米等輸出食肉に係る残留物質等モニタリング検査に関すること。
食肉検査第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1 牛肉輸出認定施設の検査及び衛生監視指導に関すること。 2 牛肉輸出認定施設の査察対応及び検証業務に関すること。 3 (株)群馬県食肉卸売市場の大動物処理施設におけるBSE特定部位の除去及び管理指導に関すること。
食肉検査第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 (株)群馬県食肉卸売市場におけると畜検査全般に関すること。 2 (株)群馬県食肉卸売市場及びその付属施設の衛生監視指導に関すること。 3 (株)群馬県食肉卸売市場における検証業務に関すること。 4 と畜検査統計に関すること。
食鳥検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 食鳥処理場における食鳥検査及び衛生監視指導に関すること。 2 食鳥肉の輸出に関すること。 3 認定小規模食鳥処理場の監視指導に関すること。 4 食鳥処理場の検証業務に関すること。 5 食鳥検査統計に関すること。
細菌検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜検査及び食鳥検査の微生物検査に関すること。 2 検証業務における微生物試験に関すること。 3 調査研究に関すること。
理化学 ・病理検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜検査及び食鳥検査の理化学検査及び病理検査に関すること。 2 食肉中有害残留物質の検査に関すること。 3 GLP（検査精度管理）に関すること。 4 人獣共通感染症の検査及び調査に関すること。 5 調査研究に関すること。

3) 職員構成

(令和6年4月1日現在)

区 分	職 種	技術吏員									事務吏員			再任用 職員 専門員	小計	会計年度任用職員			合計
	職 名	所長	副所長	次 長	技師長	係長	主 幹	副主幹	主任	技師	次 長	主 幹	主任			と 畜 検査員	と畜検 査助手	事 務 職 員	
				兼係長	兼係長						兼係長								
—		1	1															2	
総務企画係									1		1	1		1				4	
輸出食肉検査係					1				2	2								5	
食肉検査第一係					1			1						1				3	
食肉検査第二係					1				3	3				2				9	
食鳥検査係				1				1						2				4	
細菌検査係					1				1	2								4	
理化学・病理検査係						1		1	1	2								5	
計		1	1	1	4	1	1	2	8	9	1	1	0	6	36	9	7	1	53

3 と畜場・食鳥処理場の配置図

(令和6年4月1日現在)



(注)○:と畜場の位置(数字はと畜場番号)
△:大規模食鳥処理場の位置
■:食肉衛生検査所の位置

○と畜場
卸売市場=(株)群馬県食肉卸売市場

△大規模食鳥処理場
食 鶏=群馬県食鶏処理加工協同組合
チキン=群馬農協チキンフーズ(株)

4 建物

平成5年竣工

地積 7,463㎡

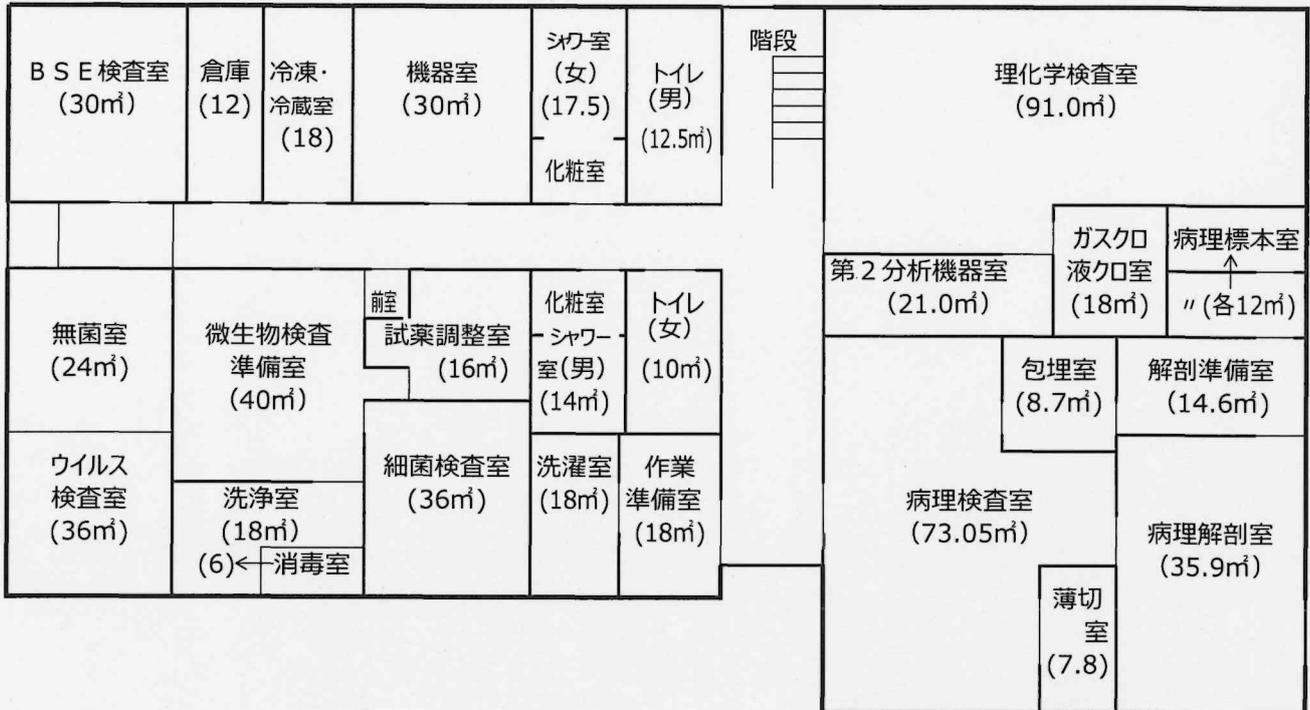
建物 1,662.2㎡

総工費 674,660千円

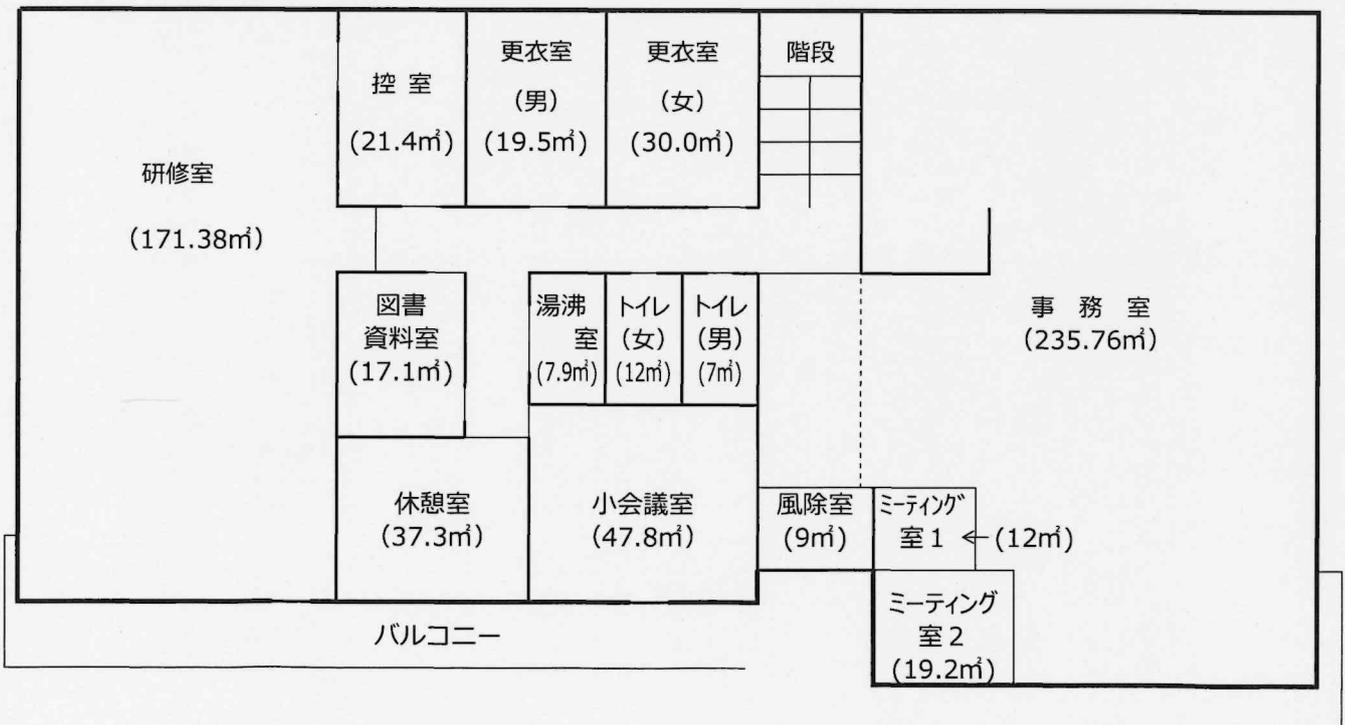
(付属棟) S造平屋建 166.6㎡

廃棄物 保管庫	倉庫	ボイラー室	電気室	車庫
ポンパ庫		特ガス		

(1階) RC造 743.8㎡



(2階) RC造 751.8㎡



5 主な検査備品

1) 主な高額検査備品一覧

(令和6年4月1日)

検査区分	品名	数量
微生物検査	自動核酸抽出装置	1
	リアルタイムPCRシステム	1
	PCR9600セット	1
	クリーンベンチ	1
	安全キャビネット	2
	純水製造装置	1
	超低温フリーザー	2
BSE検査	マイクロプレートリーダー	2
	微量高速冷却遠心機	1
	安全キャビネット	1
	多検体細胞破碎機	1
病理検査	パラフィン包埋ブロック作成装置	1
	スライディングマイクロトーム	1
	滑走式マイクロトーム	1
	光化学顕微鏡	1
	超広視野顕微鏡	1
	全自動染色装置	1
	臓器撮影装置	1
	デジタルカメラ（顕微鏡用）	1
	密閉式自動固定包埋装置	1
	凍結切片作成装置	1
	凍結ブロック作成装置	1
	病理肉眼標本保存真空パック	1
	蒸留水製造装置	1
	顕微鏡用写真撮影装置一式	1
理化学検査	動物用生化学自動分析装置	1
	高速液体クロマトグラフ一式	1
	pHメーター	1

Ⅱ と畜検査業務の概要

◎検査体制

令和 5 年度におけると畜検査業務は、県下1と畜場において正規検査員及び会計年度任用職員を含む 43 名のと畜検査員と、8 名のと畜検査助手によって実施した。

◎と畜検査結果

と畜検査頭数は延べ 586,447 頭であり、これは前年度の 100.4%で 10 年前(平成 25 年度)の 103.0%にあたる。

と畜場法に基づき全部廃棄処分となった獣畜は 332 頭であり、その内訳は、全身に及ぶ炎症及び炎性産物等による汚染 122 頭、高度の腫瘍・白血病 57 頭、牛伝染性リンパ腫(牛白血病)22 頭、サルモネラ症 7 頭、膿毒症 40 頭、敗血症 20 頭、豚丹毒 19 頭、尿毒症 9 頭、高度の黄疸 15 頭、高度の水腫 10 頭、全身に及ぶ変性 11 頭であった。

また、内臓・枝肉の一部を廃棄にした獣畜は 220,648 頭であり、全と畜検査頭数の 37.6%にあたる。

◎輸出牛肉検査

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」、「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」、「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」、「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」、「メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱」、「タイ向け輸出牛肉の取扱要綱」、「ベトナム向け輸出食肉の取扱要綱」、「マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱」、「台湾向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき、食肉の検査及び衛生的処理の監視指導等を行った。

1 年度別と畜検査頭数

	合 計	牛（生後1年以上の牛）			子牛(生後1年未満の牛)	馬	豚	緬羊	山羊
		計	肉牛	乳牛					
令和5年度	586,447	13,404	13,003	401	4	19	572,969	51	0
(前年度比)	100.4%	100.0%	100.2%	94.8%	50.0%	86.4%	100.4%	124.4%	-
令和4年度	583,960	13,402	12,979	423	8	22	570,487	41	0
令和3年度	608,792	13,087	12,616	471	21	27	595,640	15	2
令和2年度	615,550	13,003	12,531	472	11	37	602,499	0	0
平成31/令和元年度	616,451	13,512	12,973	539	9	22	602,908	0	0
平成30年度	580,535	13,640	13,103	537	13	27	566,853	0	2
平成29年度	548,795	14,014	13,497	517	11	26	534,743	0	1
平成25年度	569,108	13,965	13,185	780	32	112	554,999	0	0

2 月別と畜検査頭数

(令和5年度)

	合 計	牛（生後1年以上の牛）			子牛(生後1年未満の牛)	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉牛	乳牛					
合計	586,447	13,404	13,003	401	4	19	572,969	51	0
4月	47,687	1,154	1,125	29	0	1	46,527	5	0
5月	48,272	959	938	21	1	1	47,308	3	0
6月	46,652	968	933	35	0	0	45,679	5	0
7月	44,225	1,152	1,125	27	1	2	43,068	2	0
8月	46,437	985	938	47	0	2	45,446	4	0
9月	45,524	1,035	990	45	0	0	44,483	6	0
10月	50,544	1,094	1,059	35	0	3	49,443	4	0
11月	54,464	1,501	1,474	27	1	4	52,952	6	0
12月	53,357	1,316	1,287	29	0	2	52,034	5	0
1月	52,759	1,059	1,018	41	0	1	51,694	5	0
2月	48,368	1,046	1,019	27	0	2	47,318	2	0
3月	48,158	1,135	1,097	38	1	1	47,017	4	0

3 とさつ禁止・解体禁止及び廃棄(全部・一部)頭数

		令和5年度							
		合計	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊	
検査頭数		586,447	13,404	4	19	572,969	51	0	
とさつ禁止		0							
解体禁止		0							
全部 廃棄	全部廃棄頭数	332	168	0	0	164	0	0	
	廃棄率	0.1%	1.3%	-	-	0.03%	-	-	
	細菌病	豚丹毒	19				19		
		サルモネラ症	7				7		
		その他	0						
	ウイルス病	22	22						
	原虫病	0							
	寄生虫病	0							
	その他	膿毒症	40				40		
		敗血症	20	1			19		
		尿毒症	9	9					
		黄疸	15	8			7		
		水腫	10	9			1		
		腫瘍	57				57		
		中毒諸症	0						
炎症又は炎性産物等による汚染		122	118			4			
全身に及ぶ変性		11	1			10			
その他	0								
一部 廃棄	一部廃棄頭数	220,648	9,462	4	5	211,170	7	0	
	廃棄率	37.6%	70.6%	100.0%	26.3%	36.9%	13.7%	-	
	細菌病	0							
	ウイルス病	0							
	原虫病	0							
	寄生虫病	ジストマ病	0						
		その他	2			2			
	その他	黄疸	0						
		水腫	955	878	1		76		
		腫瘍	5				5		
		中毒諸症	0						
炎症又は炎性産物等による汚染		205,911	5,543	5	1	200,358	4		
変性又は萎縮	7,617	1,157	1		6,458	1			
その他	18,851	5,780	5	2	13,062	2			

4 輸出牛肉処理施設に係る業務

1) 対米輸出の経緯

牛肉の輸入自由化が昭和63年3月、日米・日豪間の協議を経て決着した直後、国内の生産者の一部から、米国への国産牛肉輸出の気運が高まり、国の「畜産振興審議会」で国産牛肉の輸出の推進を支援することが決定された。

これを受けて「対米輸出牛肉処理施設」の認定を目指し、群馬県、鹿児島県及び宮崎県内の3施設が平成元年8月から施設改善工事に着手した。

輸出条件等について日本政府と米国政府の間で協議が重ねられ、平成元年9月に米国農務省食品安全検査局の担当者により、日本のと畜場の施設及び衛生水準についての査察が行われ、①と畜、食肉処理部門の施設設備、②と畜、食肉処理のマニュアル、③検査システム、④残留物質モニタリングシステム等の改善事項について意見交換が行われた。

平成2年5月には、厚生省より米国への輸出要件を規定した「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」（以下、認定要綱）が各都道府県に通知され、これに基づき上記3施設が最終的な施設及び処理方法の改善を行い、平成2年8月30日付けで認定をされた。

平成8年7月、米国では同国内で多発する食中毒防止の観点から、米国連邦規程（Federal Register; Final Rule）が改訂された。このことから米国に食肉を輸出する全ての国にもこの「連邦規程と同等であること」が求められたことから、厚生省は平成9年1月27日付け（衛乳第21号）で、HACCPシステム導入を柱とした認定要綱の一部改正を行った。その後、施設及び衛生的な解体処理を維持するための6ヶ月間の運用期間を経て、平成11年1月25日にHACCPシステムによる管理が適用となった。

令和2年1月、認定と畜場等及び食肉衛生検査所における病原微生物等に関する改正が行われ、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」が「対米輸出食肉の取扱要綱」（以下、要綱）と改められた。

現在、月1回の厚生労働省（関東信越厚生局）の査察、年1回のアメリカ農務省（USDA）の査察が行われている。

令和5年度までの輸出実績は、別表2のとおりであり、平成2年の認定当初500kg程度であった輸出量が、現在では、およそ年間150t程に増加してきている。

2) 県内の輸出食肉処理施設

- (1) 名称 株式会社 群馬県食肉卸売市場
- (2) 所在地 群馬県佐波郡玉村町大字上福島 1189 番地
〒370-1104 TEL 0270-65-2011
FAX 0270-65-1413
- (3) 施設の概要
敷地総面積 60,208.09 m²
建物延面積 16,162.46 m²
許可頭数 大動物 150頭/日
- (4) 輸出認定状況

平成 2年 8月 対米輸出認定	平成19年 3月 対カナダ輸出認定
平成19年12月 対香港輸出認定	平成21年 5月 対シンガポール輸出認定
平成22年 2月 対タイ輸出認定	平成22年10月 対マカオ輸出認定
平成25年10月 対メキシコ輸出認定	平成26年 3月 対ベトナム輸出認定
平成26年 5月 対EU輸出認定	令和 5年11月 対台湾輸出認定

3) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析・重要管理点) システムによる衛生管理

(1) 輸出牛肉処理施設が行う管理

① 重要管理点とその管理基準

平成11年1月25日付け、改正認定要綱のHACCPシステムによる管理規定の適用に伴い、輸出牛肉処理施設（以下、G-1施設）では生体受入れから製品出荷までの全作業工程の確認及び危害分析を行い、それに基づいた「標準作業手順書」及び「HACCP計画」を作成し、その実施、検証等に努めている。

② 枝肉の大腸菌検査及びSTEC検査

要綱の別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」の中に、施設側が実施しなければならない牛枝肉の大腸菌検査の方法及びSTEC検査の実施について規定されている。大腸菌検査については、検査頻度は週1回以上（1週間の処理頭数が300頭以下の場合には1検体を採取、300頭を超えるごとに1検体ずつ追加）となっている。G-1施設では、「ふきとり法」で検体を採取し、米国のサーベランスに基づくベースラインによる工程管理の評価を行っている。またSTEC検査については、要綱に記載のとおり、検査頻度は一週間当たりの製造量により決定する。G-1施設では、少なくとも2ヶ月に1回検査を実施し、STEC高率発生期間（4～10月）においては、採取頻度を2倍以上に引き上げている。大腸菌検査及びSTEC検査の令和5年度の検査結果は全て基準値以下または陰性となっている。

(2) 指名検査員が行う検証業務

当所の検査員は要綱に基づき指名検査員としてG-1施設の衛生管理が適正に実施されていることを検証するために、以下のような業務を行なっている。

① 衛生標準作業手順書（SSOP）の検証

G-1施設が作成したSSOPについて、実施記録の点検、手順、モニタリング及び改善措置の監視、微生物学的検査等による衛生状態の評価等を行なっている。

② HACCPシステムの検証

G-1施設のHACCPシステムが適正に実施されていることを検証するために、CCP記録等の点検、逸脱発生時の改善措置の評価、CCPモニタリングの監視等を行なっている。

③ サルモネラ検査（病原微生物削減達成規格）

施設のHACCP管理が適切に実施されているかを検証する手段として、指名検査員による牛枝肉のサルモネラ検査の実施が要綱に規定されている。G-1施設においては高温多湿の時期を含めた期間で連続82日間の検査を行なっている。令和5年度末時点でサルモネラは検出されておらず、病原微生物削減達成規格に適合していた。

④ STEC検査

指名検査員は施設のHACCP管理及びSSOPがSTECに対して十分に対応したものであることを検証することが要綱に規定され、「輸出食肉認定施設における検査実施要領」に基づく方法で実施している。検体採取頻度はG-1施設の製品製造量により決定し、G-1施設では1ヶ月に2回実施している。令和5年度末時点でSTECは検出されていない。

⑤ ゼロトレランス（Zero Tolerance）基準の実施・検証

平成16年5月18日付け施行の米国農務省食品安全検査局指令（FSIS DIRECTIVE 6420.2）により、施設側は「枝肉等が糞便、消化管内容物及び乳汁により汚染されない」ように管理し、検査員がその手順等を検証する旨の規範が示された。これを受け発行された認定要綱（6次改正）に基づき、枝肉検査員が全ての枝肉について、検証を担当する検査員が定められた頻度で枝肉に糞便等による汚染がないことを毎日確認している。

4) と畜検査・枝肉及び部分肉の再検査・残留物質モニタリング検査

輸出認定施設でのと畜検査、枝肉及び部分肉の再検査、並びに残留物質モニタリングは「輸出食肉認定施設における検査実施要領」（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知 平成30年6月25日）等に基づき実施している。

令和5年度における残留モニタリング検査の結果は別表1-1、別表1-2のとおりであった。

5) BSE対策

G-1施設では、BSE対策として次の管理事項を実施している。

- ①施設に搬入される牛の月齢による区分および区分に応じた処理
- ②起立不能牛及び歩行困難牛の搬入禁止（とさつ禁止）
- ③スタンニング後のピッシングの禁止
- ④特定危険部位に接触する器具類の専用化
- ⑤特定危険部位による枝肉等の汚染防止に留意した解体処理
- ⑥背割り時の脊髓切片の回収、特定危険部位に係る処理を行う作業者の手指・器具洗浄装置からの排水中の特定危険部位小片の回収
- ⑦処理工程で分離・除去された特定危険部位の焼却処理

6) 認定施設の査察

(1) 査察回数

アメリカ農務省	0回
厚生労働省関東信越厚生局	12回

(2) 指名検査員数

34名（令和5年度）

7) 輸出の実績（輸出量、輸出回数）

平成2年度から令和5年度における輸出量及び輸出回数は別表2のとおりである。

別表1-1

対米輸出食肉に係るモニタリング検査結果(令和5年度)

Monitoring Program Results for Exportation to the U.S.A. (Fiscal year the 2023)

平成2年8月30日付け衛乳第66号 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知「対米輸出食肉を取り扱うと畜場の認定について」に基づき対米輸出食肉及びこれと同一の飼養条件の牛群から生産された食肉、臓器について実施

検査頭数 31頭、検体数 53件、検査項目 17項目

検査対象薬剤 Residue Designation	検体名 Samples				計 Total
	筋肉:22 Muscle	肝臓:10 Liver	腎臓:13 Kidney	脂肪:8 Fat	
テトラサイクリン類 Tetracyclines	2	-	2	-	4
チアンフェニコール Thiamphenicol	2	-	2	-	4
クロラムフェニコール Chloramphenicol	2	-	2	-	4
アミノグリコシド類 Aminoglycosides	2	-	2	-	4
ペニシリン系抗生物質、セファゾリン Penicillins and Cefazolin	2	-	2	-	4
マクロライド系抗生物質 Macrolides	2	-	2	-	4
サルファ剤、フルオロキノロン剤 Salfa drugs and Fluoroquinolone	2	2	-	-	4
CHC	-	-	-	2	2
カーバメイト系農薬 Carbamated	2	2	-	-	4
HCB	-	-	-	2	2
有機リン系農薬 Organophosphorus Compounds	2	2	-	-	4
ピレスロイド系農薬 Permethrin	-	-	-	2	2
イベルメクチン Ivermectin	2	2	-	-	4
ヒ素、カドミウム、鉛、水銀 Arsenic ,Cadmium,Lead, Mercury	1	1	1	-	3
PCB	-	-	-	2	2
トリクラベンダゾール Triclabendazole	-	1	-	-	1
スピーシーズテスト Species Test	1	-	-	-	1

別表1-2

対EU輸出食肉に係るモニタリング検査結果(令和5年度)

平成30年6月25日付け食安監発0625第1号 厚生労働省医薬生活衛生局食品監視安全課長通知「輸出食肉認定施設における検査実施要領について」に基づき対EU向け認定と畜場において処理された食肉、臓器等について実施した。

検査頭数 55頭、検体数 60件、検査項目 32項目

検査対象薬剤 Residue Designation	検体名 Samples						計 Total 60
	筋肉:10 Muscle	肝臓:11 Liver	腎臓:15 Kidney	脂肪:4 Fat	腎脂肪:3 Perirenal Fat	尿:17 Urine	
A物質							
スチルベン類 Stilbenes, stilbene derivatives, and their salts and esters	-	-	-	-	-	4	4
抗甲状腺薬 Antithyroid agents	-	-	-	-	-	4	4
ステロイド類 steroids							
メドロキシプロゲステロン Medroxyprogesterone	-	-	-	-	2	-	2
ゼラノール誘導体 Resorcylic acid lactones including zeranol	-	-	-	-	-	4	4
β-作動薬 Beta-agonists	-	-	-	-	-	5	5
クロラムフェニコール Chloramphenicol	-	-	2	-	-	-	2
ニトロフラン類 Nitrofurans	1	-	-	-	-	-	1
ニトロイミダゾール類 Nitroimidazoles	2	-	-	-	-	-	2
クロルプロマジン Chlorpromazine	1	-	-	-	-	-	1
塩化ジデシルジメチルアンモニウム Didecyl dimethyl ammonium chloride	2	-	-	-	-	-	2
ホスホマイシン fosfomycin	-	-	1	-	-	-	1
ジミナゼン Jiminazene	-	1	-	-	-	-	1
B物質							
マクロライド系 Macrolides antibiotics	-	-	1	-	1	-	2
アミノグリコシド系 Aminoglycosides	-	-	2	-	-	-	2
サルファ剤、フルオロキノロン剤 Salfa drugs and Fluoroquinolone	-	2	-	-	-	-	2
テトラサイクリン系 Tetracyclines	-	-	2	-	-	-	2
チアンフェニコール Thiamphenicol	-	-	2	-	-	-	2
ペニシリン系、セファゾリン Penicillins and Cefazolin	-	-	2	-	-	-	2
フロルフェニコール Florphenicol	-	-	2	-	-	-	2
トリクラベンダゾール Triclabendazole	-	1	-	-	-	-	1
イベルメクチン、ドラメクチン Ivermectin, Doramectin	1	1	-	-	-	-	2
非ステロイド抗炎症薬 non-steroidal anti-inflammatory drugs							
メロキシカム Meloxicam	1	-	-	-	-	-	1
抗コクシジウム剤 anticoccidial agent							
モネンシン、サリノマイシン Monensin, salinomycin	-	1	-	-	-	-	1
トルトラズリル toltrazuril	-	1	-	-	-	-	1
農薬							
有機塩素系農薬 Chlorinated Organic Compounds							
HCB	-	-	-	1	-	-	1
有機リン系農薬 Organophosphorus Compounds							
カーバメイト系 Carbamated	-	1	-	-	-	-	1
ピレスロイド系農薬 Permethrin	-	-	-	1	-	-	1
汚染物質							
PCB	-	-	-	1	-	-	1
ダイオキシン類 Dioxins	2	-	-	-	-	-	2
水銀、鉛、ヒ素、カドミウム Mercury, Lead, Arsenic, Cadmium	-	1	1	-	-	-	2

別表 2

G-1施設における輸出実績(輸出量、輸出回数)

輸出量 kg(回数)

年度	合計	対米	対カナダ	対香港	対シンガポール	対メキシコ	対EU	対タイ	対ベトナム	対マカオ	対台湾
令和5年度	157,950.8 (547)	74,762.6 (212)	2,703.5 (22)	12,370.6 (26)	21,338.7 (101)	1,641.5 (18)	44,519.9 (165)	- (-)	- (-)	108.0 (1)	506.0 (2)
令和4年度	130,998.2 (428)	45,670.7 (175)	3,876.3 (17)	28,287.2 (57)	12,825.6 (44)	3,605.8 (23)	36,643.4 (110)	- (-)	- (-)	89.2 (2)	- (-)
令和3年度	161,842.6 (508)	67,982.9 (233)	5,401.5 (33)	29,302.5 (53)	11,807.9 (33)	3,221.9 (23)	44,125.9 (133)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
令和2年度	122,028.7 (307)	34,599.0 (97)	4,550.6 (19)	46,033.6 (78)	11,176.3 (23)	2,090.4 (12)	23,578.8 (78)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
令和元年度	134,111.7 (370)	25,770.9 (92)	1,885.7 (12)	46,087.3 (73)	12,742.7 (44)	1,488.3 (11)	46,092.7 (137)	- (-)	44.1 (1)	- (-)	- (-)
平成30年度	108,276.9 (360)	21,781.9 (100)	1,440.3 (8)	29,688.5 (63)	13,335.8 (46)	20.8 (1)	41,923.2 (140)	- (-)	86.4 (2)	- (-)	- (-)
平成29年度	96,361.1 (343)	14,692.0 (70)	3,073.4 (22)	15,264.8 (24)	18,235.7 (72)	- (-)	45,022.9 (153)	35.1 (1)	37.2 (1)	- (-)	- (-)
平成28年度	118,886.1 (433)	17,526.9 (119)	3,088.4 (20)	35,577.6 (58)	18,815.3 (78)	- (-)	44,077.9 (149)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成27年度	86,201.4 (318)	16,995.7 (78)	2,350.6 (19)	12,537.7 (35)	15,750.2 (76)	212.7 (1)	38,328.6 (107)	25.9 (2)	- (-)	- (-)	- (-)
平成26年度	73,469.2 (269)	19,431.9 (65)	2,378.5 (13)	24,292.6 (65)	6,590.7 (38)	1,187.2 (7)	19,608.3 (61)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成25年度	29,240.0 (128)	12,045.9 (50)	1,488.0 (12)	13,072.5 (45)	2,499.0 (20)	134.6 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成24年度	15,441.0 (61)	5,436.8 (23)	1,055.9 (8)	8,948.3 (30)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成23年度	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成22年度	12,336.9 (42)	- (-)	- (-)	10,932.3 (35)	1,404.6 (7)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成21年度	32,389.8 (150)	17,120.0 (84)	813.1 (5)	10,761.1 (39)	3,895.6 (22)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成20年度	26,313.8 (137)	18,551.8 (101)	1,264.7 (10)	6,497.3 (26)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成19年度	42,448.0 (117)	40,810.2 (105)	1,530.9 (11)	106.9 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成18年度	8,889.2 (23)	8,889.2 (23)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成17年度	177.5 (2)	177.5 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成12~16年度	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成11年度	5,861.3 (18)	5,861.3 (18)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成10年度	3,804.9 (15)	3,804.9 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成9年度	3,027.6 (13)	3,027.6 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成8年度	2,793.8 (13)	2,793.8 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成7年度	2,201.2 (15)	2,201.2 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成6年度	2,221.7 (16)	2,221.7 (16)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成5年度	1,530.6 (18)	1,530.6 (18)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成4年度	1,757.7 (20)	1,757.7 (20)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成3年度	1,327.3 (12)	1,327.3 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成2年度	532.0 (5)	532.0 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

※平成12～16年度は、口蹄疫及びBSEの国内発生により対米輸出が停止した期間である。

平成22年度は、4月の口蹄疫の国内再発生により米国及びカナダ向け輸出の実績は無し。

平成23年度は、3月の福島第一原子力発電所事故の発生により香港及びシンガポール向け輸出の実績は無し。

Ⅲ 食鳥検査業務の概要

◎食鳥検査対象施設(大規模食鳥処理場)

当所が所管する年間処理羽数が 30 万羽を超える大規模食鳥処理場は 2 施設あり、各処理場に 2 名の食鳥検査員を配置して検査業務を実施している。

食鳥検査員は、「群馬県食肉衛生検査所食鳥検査実施要領」に基づき、食鳥の疾病検査、食鳥処理場が実施する衛生管理の検証及び有害残留物質の排除を中心に業務を実施している。

令和 5 年度の食鳥検査羽数は 8,167,770 羽(ブロイラー 4,419,197 羽、成鶏 3,748,573 羽)、対前年度比では 105.9%(ブロイラー 100.2%、成鶏 113.5%)であった。また、検査により食用不適となった食鳥とたいは 47,969 羽(ブロイラー 29,672 羽、成鶏 18,297 羽)であり、検査羽数の 0.59%(ブロイラー 0.67%、成鶏 0.49%)を占めていた。

◎認定小規模食鳥処理場

年間処理羽数が 30 万羽以下の認定小規模食鳥処理場は、食鳥検査員が定期的に巡回し、異常鶏の排除状況、施設・設備及び処理工程の衛生管理状況、制限処理羽数の遵守状況等について監視指導を実施している。

所管する認定小規模食鳥処理場は 2 施設あり、そのうち 1 施設は休業中である。

1 年度別食鳥検査羽数

年度	合計	鶏		その他
		ブロイラー	成鶏	
令和5年度	8,167,770	4,419,197	3,748,573	0
令和4年度	7,714,424	4,410,626	3,303,798	0
令和3年度	7,635,944	4,363,039	3,272,905	0
令和2年度	7,895,473	4,191,897	3,703,576	0
令和元年度	7,967,787	4,046,995	3,920,792	0
平成30年度	7,522,498	4,014,095	3,508,403	0
平成29年度	7,022,736	3,986,732	3,036,004	0
平成28年度	6,685,850	3,897,378	2,788,472	0
平成27年度	6,455,011	3,870,313	2,584,698	0
平成26年度	5,810,153	3,411,271	2,398,882	0
平成25年度	6,010,921	3,635,575	2,375,346	0
平成24年度	5,953,560	3,631,107	2,322,453	0
平成23年度	5,815,505	3,304,166	2,511,339	0
平成22年度	16,531,153	11,397,046	5,134,107	0
平成21年度	13,426,821	8,495,581	4,931,240	0
平成20年度	13,373,742	8,504,447	4,869,295	0
平成19年度	13,401,745	8,111,352	5,290,393	0
平成18年度	13,231,389	8,315,657	4,915,732	0
平成17年度	13,922,410	8,577,609	5,344,801	0
平成16年度	12,741,802	8,158,169	4,583,633	0
平成15年度	13,557,016	7,867,810	5,689,206	0
平成14年度	13,044,028	7,885,017	5,159,011	0

2 種類別・処理場別・月別食鳥処理羽数

1) 大規模食鳥処理場

年度・月別 所管・処理場名		総 計	ブ ロ イ ラ ー	成 鶏
			群馬農協チキンフーズ(株)	群馬県食鶏処理加工協同組合
令和4年度	年間処理羽数	7,714,424	4,410,626	3,303,798
令和5年度	年間処理羽数	8,167,770	4,419,197	3,748,573
	(前年度比)	105.9%	100.2%	113.5%
	のべ開場日数	518	271	247
	一日平均処理羽数	15,768	16,307	15,176
	4月	633,066	373,531	259,535
	5月	621,134	391,722	229,412
	6月	635,959	390,935	245,024
	7月	635,391	363,187	272,204
	8月	626,162	358,726	267,436
	9月	647,869	372,769	275,100
	10月	654,242	372,145	282,097
	11月	637,616	358,572	279,044
	12月	753,221	395,767	357,454
	1月	762,672	371,126	391,546
	2月	769,982	343,161	426,821
3月	790,456	327,556	462,900	

2) 認定小規模食鳥処理場

年度・月別 処理場※	処理 区分	令和 4 年度	令和5年度(確認羽数)													備考	
			合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
合計		460	470	40	40	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	
No. 3-07	とたい	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休業中
No.24-400-1	とたい	460	470	40	40	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	

(※) 「処理場」は記号で示す。
No.24-400-1はH.25年3月に許可取得

3 食鳥検査結果に基づく廃棄処分羽数

1) 合計

年度・種類別 区分・疾病名		令和4年度	令和5年度		
			合計	ブロイラー	成 鶏
検査羽数		7,714,424	8,167,770	4,419,197	3,748,573
解体禁止及び全部廃棄		75,902	47,969	29,672	18,297
内訳	とさつ解体禁止	37,774	22,687	22,687	0
	全部廃棄	38,128	25,282	6,985	18,297
一部廃棄		191,833	153,793	145,259	8,534

(注) 1 「解体禁止又は廃棄」は、とさつ・解体禁止の羽数及び全部廃棄の羽数の合計を示す。

なお、死鳥は食鳥検査対象外とし、とさつ・解体禁止羽数に含まれない。

2 「一部廃棄」は、食鳥の内臓又はとたいの一部の廃棄数(重複計上)を示す。

2) 疾病別

年度・種類別 区分・疾病名		令和4年度		令和5年度					
				合計		ブロイラー		成 鶏	
廃棄区分		全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
合計		75,902	191,833	47,969	153,793	29,672	145,259	18,297	8,534
ウイルス・ クラミジア病	鶏白血病	0		0		0		0	
	マレック病	28		13		0		13	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌病	大腸菌症	6,357		7,134		7,132		2	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
その 他 の 疾 病	真菌症	22		18		18		0	
	変性	48	3,850	56	6,700	27	6,700	29	0
	水腫	111	0	56	0	53	0	3	0
	腹水症	20,876		11,392		7,663		3,729	
	出血	183	66	45	31	33	31	12	0
	炎症	21,277	178,680	12,266	137,301	3,512	130,991	8,754	6,310
	腫瘍	2,047	2,534	1,477	2,244	85	57	1,392	2,187
	臓器の異常な形等	0	37	0	30	0	30	0	0
	黄疸	74		61		9		52	
	外傷	955	0	289	0	255	0	34	0
	削瘦及び発育不良	19,499		11,232		7,559		3,673	
	放血不良	1,341		1,640		1,585		55	
	湯漬過度	71		57		49		8	
	その他	3,013	6,666	2,233	7,487	1,692	7,450	541	37

(注) 廃棄区分の「全部」は、とたい全部廃棄を示し、「一部」は、内臓又はとたいの一部廃棄羽数を示す。

なお、疾病(病変)の発生部位が複数あるものは「一部」に重複計上した。

IV 精密検査業務の概要

◎精密検査実施状況

<と畜検査関係>

令和5年度のと畜検査においては、625頭(延べ1919検体)について精密検査を実施した。(牛海綿状脳症スクリーニング検査を除く。)

<TSE検査関係>

平成29年度から牛海綿状脳症スクリーニング検査対象が変更となり、令和5年度は牛、めん羊及び山羊すべてで検査は実施されなかった。

<食鳥検査関係>

令和5年度の食鳥検査においては、9羽(延べ47検体)について精密検査を実施した。

◎食肉衛生に関する検査・調査

<残留抗菌性物質の検査>

とさつ解体時に注射痕等が認められた牛1頭について検査を実施した結果、陽性事例はなかった。

<残留有害物質モニタリング調査>

令和5年度に行ったモニタリング検査数は440件であった。その内訳は、抗生物質425件、内部寄生虫用剤10件及び合成抗菌剤5件であり、残留基準値以上の残留有害物質が検出されたものはなかった。

<放射性物質スクリーニング検査>

群馬県では平成23年7月31日から県内でと畜された肉牛について全頭検査を実施していたが、現在は超過事例もなく、安全性に問題がないこと、検査を終了しても流通上の混乱を招かないと判断し、令和2年3月末をもって終了した。

1 精密検査の実施状況

1) 検査区分別精密検査実施状況(牛海綿状脳症を除く)(令和5年度)

検査対象病名		区 分	精密検査頭羽数	検査区分別精密検査検体数				
				総検体数	細菌検査	寄生虫検査	理化学検査	病理検査
総 数			634	1,966	890	0	69	1,007
と 畜 場 法	小 計		625	1,919	890	0	69	960
	豚 丹 毒		220	782	782	0	0	0
	サルモネラ		10	60	60	0	0	0
	非定型抗酸菌症		6	54	0	0	0	54
	トキソプラズマ病		0	0	0	0	0	0
	膿 毒 症		42	42	0	0	0	42
	敗 血 症		8	48	48	0	0	0
	尿 毒 症		21	21	0	0	21	0
	高度の黄疸		44	44	0	0	44	0
	高度の水腫		24	24	0	0	0	24
	高度の腫瘍・白血病		107	698	0	0	0	698
	全身に及ぶ変性		13	13	0	0	0	13
	全身に及ぶ炎性産物等による汚染		129	129	0	0	0	129
そ の 他		1	4	0	0	4	0	
食 鳥 検 査 法	小 計		9	47	0	0	0	47
	鶏 白 血 病		0	0	0	0	0	0
	マレック病		8	40	0	0	0	40
	腫 瘍		1	7	0	0	0	7
	そ の 他		0	0	0	0	0	0

2) 牛海綿状脳症スクリーニング検査実施状況

年度	総 数					(株)群馬県食肉卸売市場					高崎食肉センター				
	検査頭数 (※1)	再 検 査		確 認 検 査		検査頭数 (※1)	再 検 査		確 認 検 査		検査頭数	再 検 査		確 認 検 査	
		実施頭数	実施率	陽性頭数	陰性頭数		実施頭数	実施率	陽性頭数	陰性頭数		実施頭数	実施率	陽性頭数	陰性頭数
令和5年度	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0	0					
令和4年度	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0	0					
令和3年度	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0	0					
令和2年度	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0	0					
令和元年度	1	0	0.00%	0	0	1	0	0.00%	0	0					
平成30年度	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0	0					
平成29年度	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0	0					
平成28年度	555	0	0.00%	0	0	555	0	0.00%	0	0					
平成27年度	623	0	0.00%	0	0	623	0	0.00%	0	0					
平成26年度	594	0	0.00%	0	0	594	0	0.00%	0	0					
平成25年度	3,615	0	0.00%	0	0	3,615	0	0.00%	0	0					
平成24年度	15,615	0	0.00%	0	0	15,615	0	0.00%	0	0					
平成23年度	13,181	0	0.00%	0	0	13,181	0	0.00%	0	0					
平成22年度	19,411	1	0.01%	0	0	15,688	1	0.01%	0	0	3,723	0	0.00%	0	0
平成21年度	22,048	1	0.00%	0	0	17,214	1	0.01%	0	0	4,834	0	0.00%	0	0
平成20年度	22,398	16	0.07%	0	0	16,667	10	0.06%	0	0	5,731	6	0.10%	0	0
平成19年度	22,433	1	0.00%	0	0	16,960	0	0.00%	0	0	5,473	1	0.02%	0	0
平成18年度	22,084	10	0.05%	0	0	17,366	10	0.06%	0	0	4,718	0	0.00%	0	0
平成17年度	22,077	29	0.13%	0	1	18,140	25	0.14%	0	1	3,937	4	0.10%	0	0
平成16年度	23,826	78	0.33%	0	6	19,961	70	0.35%	0	6	3,865	8	0.21%	0	0
平成15年度	22,407	32	0.14%	0	4	18,531	27	0.15%	0	3	3,876	5	0.13%	0	1
平成14年度	23,574	27	0.11%	0	0	19,700	24	0.12%	0	0	3,874	3	0.08%	0	0
平成13年度(※2)	14,184	53	0.37%	0	3	11,883	42	0.35%	0	3	2,301	11	0.48%	0	0
累 計	248,626	248	0.10%	0	14	206,294	210	0.10%	0	13	42,332	38	0.09%	0	1

※ 3

※1: 検査頭数は、年度内に実施した牛海綿状脳症スクリーニング検査頭数である。

※2: 13年度は、検査を開始した10月18日以降の実績を示す。

※3: 平成23年度以降は高崎市(中核市)が独自に実施するため本表に計上しない。

2 食肉衛生に関する検査・調査

1) 残留抗菌性物質の調査結果

① 畜種別検出状況(令和5年度)

畜種	検査頭数	検出頭数
牛	1	0
子牛	0	0
豚	0	0
馬	0	0
合計	1	0

② 薬剤の検出状況

年度	畜種	頭数	検出薬剤
令和5年度	—	0	—
令和4年度	—	0	—
令和3年度	—	0	—
令和2年度	—	0	—
平成元年度	—	0	—

2) 残留有害物質モニタリング調査

① 調査実施検体数(令和5年度)

検体		項目	合計	抗生物質	内部寄生虫用剤	合成抗菌剤
牛	75頭	筋肉	80	75	5	0
		腎臓	70	70	0	0
豚	84頭	筋肉	89	84	5	0
		腎臓	79	79	0	0
鶏	61ロット	筋肉	66	61	0	5
		腎臓	56	56	0	0

残留農薬検査は、牛の筋肉10検体について食品安全検査センターで実施した。

② 調査結果

調査を実施した440検体中、基準値以上の残留有害物質を検出したものはなかった。

③調査薬剤別検体数(調査実施検体数の再掲)(令和5年度)

		合計	抗生物質	内部寄生虫用剤	合成抗菌剤
計		440	425	10	5
牛	筋肉	80	75	5	0
	腎臓	70	70	0	0
豚	筋肉	89	84	5	0
	腎臓	79	79	0	0
鶏	筋肉	66	61	0	5
	腎臓	56	56	0	0

残留農薬検査は、有機塩素系農薬(γ-BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル)について、牛肉10検体を食品安全検査センターで実施した。

3)牛肉の放射性物質スクリーニング検査

※群馬県農業技術センター実施分を除く

年度	(株)群馬県食肉卸売市場			高崎食肉センター	計
	普通畜	事故畜	小計		
令和元年度	11,395	515	11,910	1,639	13,549
平成30年度	11,410	553	11,963	1,846	13,809
平成29年度	12,524	520	13,044	2,218	15,262
平成28年度	13,217	519	13,736	2,137	15,873
平成27年度	11,643	540	12,183	2,307	14,490
平成26年度	12,607	578	13,185	2,801	15,986
平成25年度	12,072	617	12,689	2,435	15,124
平成24年度	14,017	569	14,586	2,557	17,143
平成23年度	7,896	383	8,279	1,208	9,487

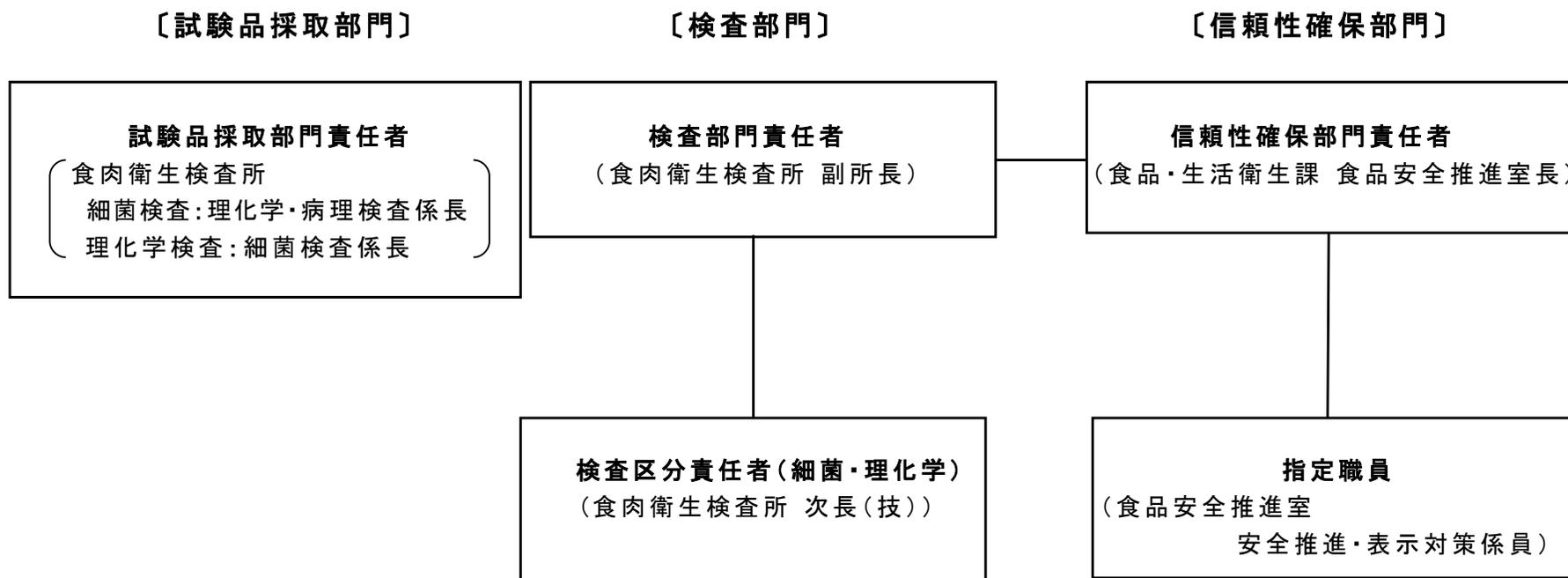
群馬県では平成23年7月31日から県内でと畜された肉牛について全頭検査を実施していたが、現在は超過事例もなく、安全性に問題がないこと、検査を終了しても流通上の混乱を招かないと判断し、令和2年3月末をもって終了した。

これまでに検査を実施した130,723検体のうち、平成24年度に実施した1検体に基準超過があったが、この牛肉は流通していない。

3 食肉衛生検査所における検査の業務管理基準（GLP）について（令和6年4月1日現在）

当所が実施する各種試験検査のうち、GLPの対象となる検査は、食肉中の抗菌性物質等の残留有害物質モニタリング検査、対米等輸出食肉に係わるサルモネラ検査及び腸管出血性大腸菌（STEC）検査である。

組 織 図



※群馬県食品衛生検査施設業務管理要綱
(最終改正:令和6年4月1日)に基づく

4 学会・研究会等への報告

	調査研究題目	発表者	報告年月日	報告学会等
1	豚枝肉病変における見落とし病変の傾向とその対策	吉田 千紘	令和5年10月27日	・令和5年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会
2	管内食鳥処理場の剥ぎ取り検査検体から分離された大腸菌株の病原因子の保有状況	小野 瑞季	令和5年9月13日 令和6年1月24日	・全国食肉衛生検査所協議会微生物部会令和5年度研修会 ・令和5年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会
3	牛の全身性腫瘍	石原 大輝	令和5年11月2日	・全国食肉衛生検査所協議会第80回病理部会研修会

V その他業務の概要

◎監視指導・衛生検査

と畜場及び食鳥処理場の HACCP による衛生管理について、検証（現場検査、記録検査及び微生物試験）を実施し、結果に基づき指導した。

◎衛生講習会・研修会・会議等の開催

と畜検査員・食鳥検査員に対して検査技術の向上と衛生確保指導に関する所内研修を実施した。

さらに、と畜場及び食鳥処理場の作業従事者に対して衛生講習会を開催した。

◎長期研修

派遣なし。

◎食肉衛生啓発事業

令和5年度「食肉衛生検査所業績発表会」を開催した。

◎視察・研修者の受け入れ

令和5年度においては、14団体・機関のべ184人の視察等を受け入れ、食肉衛生検査の現状等についての情報提供に努めた。

1 衛生監視指導・衛生検査

1) 現場検査

施設等	頻度	内 容
と畜場	開場日	と畜場の衛生管理及び衛生的なとさつ・解体の実施状況の作業現場における直接確認並びに改善指導
大規模食鳥処理場	開場日	食鳥処理場の衛生管理及び衛生的な食鳥処理の実施状況の作業現場における直接確認並びに改善指導

2) 記録検査

施設等	頻度	内 容
と畜場	1回／月	と畜場設置者等が作成した衛生管理の実施記録の内容の確認及び改善指導
大規模食鳥処理場	1回／月	食鳥処理業者が作成した衛生管理の実施記録の内容の確認及び改善指導

3) 微生物試験

検査対象	頻度	検査項目
牛・豚の枝肉	1回／月	一般細菌数、腸内細菌科菌群数
牛の枝肉	連続82日間 ((株)群馬県食肉 卸売市場のみ)	サルモネラ
牛のカット肉	2回／月 ((株)群馬県食肉 卸売市場のみ)	腸管出血性大腸菌
大規模食鳥処理場の食鳥とたい	1回／月	一般細菌数、腸内細菌科菌群数、カンピロバクター

4) 立入検査

施設	頻度	重点調査事項
各と畜場	1回／年	法令に適合した施設管理状況(施設の整備、補修状況等)の確認及び改善指導
大規模食鳥処理場	1回／年	
認定小規模食鳥処理場	1回／月	食鳥肉の衛生的取扱い、異常の有無の確認状況及び施設の衛生管理状況の確認並びに改善指導

2 衛生講習会・研修会・会議等の開催

1) 衛生講習会

講習会	回数	主な講習内容	出席者
と畜場作業従事者衛生講習会	3回	と畜場及び食肉処理業の衛生確保(HACCP関係、対米査察結果と対応、人道的と畜等を含む)	と畜場の作業従事者(のべ28名)
食鳥処理作業従事者衛生講習会	6回	食鳥処理の衛生確保(HACCP関係、高病原性鳥インフルエンザ対策)	食鳥処理場の作業従事者・畜産課・家畜保健衛生課(中部) (のべ61名)

2) 研修会

研修会	回数	主な研修事項	出席者
技術研修会	17回	検査技術の向上及び衛生確保対策に関する研修	と畜検査員、食鳥検査員

3) 会議等

会議等	頻度	主な目的	出席者
と畜場運営会議	月1回 随時	と畜場の円滑な運営、衛生確保、HACCP導入指導	と畜場設置者、と畜場利用者、検査所
食肉安全推進連絡会議	年1回	関係機関との情報共有及び連携による食肉の安全性確保及び衛生確保	食品・生活衛生課、食品安全推進室、畜産課、家畜保健衛生課(中部・西部・吾妻・利根沼田・東部)、家畜衛生研究所、畜産試験場、高崎市食肉衛生検査所、検査所(事務局)
輸出食肉認定施設(G-1施設) ・定例打ち合わせ会議	月1回	G-1施設の円滑な業務遂行、自主衛生管理の向上	G-1施設HACCP委員会、検査所
食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対策会議	随時	食鳥処理場での高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑かつ適正対応の実施	大規模食鳥処理場設置者、家畜保健衛生所(中部)、検査所

3 長期研修

研修会	回数	主な研修事項	主催
—	—	—	—

4 食肉衛生啓発事業

令和5年度食肉衛生検査所業績発表会を開催した。

5 視察・研修者の受け入れ

	視察・研修者(団体・機関)	人数
令和5年度	14団体・機関	184人
4月	厚生労働省	2人
5月	(公社)全国食肉学校(食品衛生管理者登録講習会受講生)	29人
5月	高崎市食肉衛生検査所	2人
7月	獣医学生の実習・インターンシップ	1人
8月	群馬県庁インターンシップ	2人
9月	桐生大学	5人
9月	獣医学生の実習・インターンシップ	2人
10月	群馬動物専門学校	92人
10月	関東ブロック東京事務所厚生労働省担当職員	8人
12月	伊勢崎高等学校	3人
2月	獣医学生の実習・インターンシップ	1人
2月	高崎市食肉衛生検査所	3人
3月	(公社)全国食肉学校(食品衛生管理者登録講習会受講生)	31人
3月	東京都芝浦食肉衛生検査所	3人
令和4年度	9団体・機関	74人
令和3年度	3団体・機関	34人
令和2年度	8団体・機関	89人
令和元年度	7団体・機関	145人
平成30年度	8団体・機関	96人
平成29年度	9団体・機関	136人
平成28年度	20団体・機関	138人
平成27年度	15団体・機関	177人
平成26年度	15団体・機関	164人
平成25年度	16団体・機関	163人
平成24年度	20団体・機関	153人
平成23年度	12団体・機関	127人
平成22年度	18団体・機関	135人

VI 付 表

1 と畜場の概要

名 称	(株)群馬県食肉卸売市場	
郵便番号	370-1104	
所 在 地	佐波郡玉村町上福島 1,189	
電話番号	0270-65-2011	
FAX番号	0270-64-5317	
検印番号	15	
許可年月日	昭和45年1月16日	
経 営 体	株 式 会 社	
処理能力	大動物	150 (頭/日)
	小動物	3,000 (頭/日)

2 と畜関係手数料

1) 検査手数料

(1頭あたりの手数料)

区 分	時間内	時間外
牛(生後1年以上)	700円	1,200円
牛(生後1年未満)	300円	720円
馬	700円	1,200円
豚	300円	720円
めん羊・山羊	100円	150円
摘要	平成2年4月1日施行	

2) と畜場使用料

(1頭あたりの料金)

区 分	(株) 群馬県食肉卸売市場			
	普通畜	病畜(時間内)	病畜(時間外)	
と畜場使用料	牛(生後1年以上)	5,700円	7,790円	9,370円
	牛(生後1年未満)	900円	1,830円	3,290円
	馬	3,250円	5,750円	9,370円
	豚	900円	1,830円	3,290円
	めん羊・山羊	1,100円	1,830円	3,290円
	変更年月日	令和5年4月1日施行		
とさつ解体料	牛(生後1年以上)	5,700円	7,790円	7,750円
	牛(生後1年未満)	900円	1,560円	2,430円
	馬	3,250円	4,930円	7,750円
	豚	900円	1,560円	2,430円
	めん羊・山羊	1,100円	1,560円	2,430円
	変更年月日	令和5年4月1日施行		
備 考	外税※ ・豚100kg以上はとさつ解体料1500円増し ・豚枝肉59.5kg以下のと畜解体料は、小貫手数料300円を加算			

3 食鳥処理場の概要

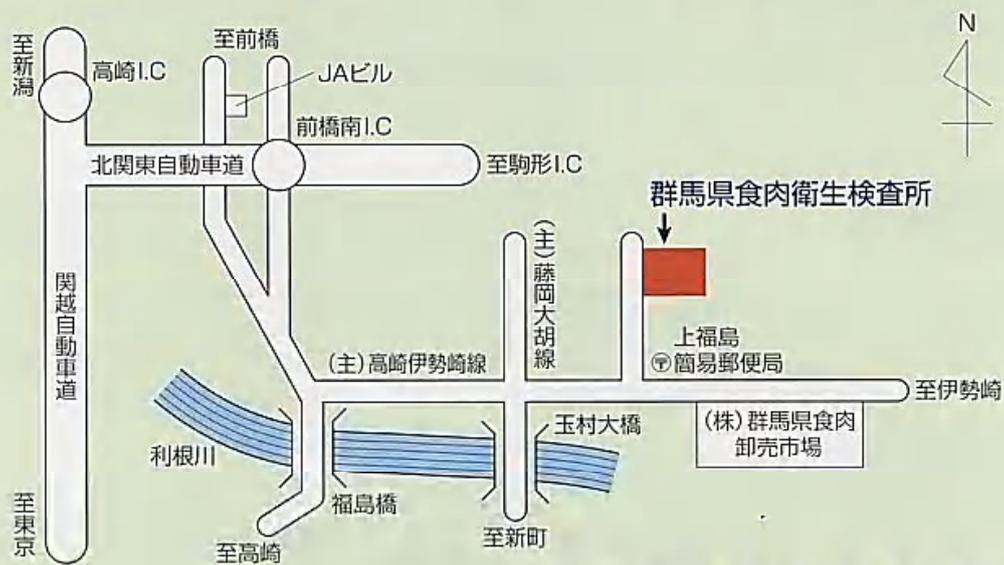
(令和6年4月1日)

名 称	群馬農協チキンフーズ(株)	群馬県食鶏処理加工協同組合
郵便番号	370-3601	372-0036
所在地	北群馬郡吉岡町大字漆原2,500	伊勢崎市茂呂南町4,463
電話番号	0279-54-8511	0270-25-1060
FAX番号	0279-54-3166	0270-26-0119
許可年月日	平成4年3月31日	平成4年3月31日
経営体	株式会社	組合 営
処理能力	ブロイラー	20,000羽/日 (3,000羽/時)
	成 鶏	—
		25,000羽/日 (3,600羽/時)

4 食鳥検査手数料

食鳥検査手数料	5円/羽	平成4年4月1日制定
---------	------	------------

■ 群馬県食肉衛生検査所 案内図



- ★北関東自動車道前橋南I.C.より約10分
- ★JR高崎駅下車タクシーで約35分

群馬県食肉衛生検査所

〒370-1103 群馬県佐波郡玉村町大字樋越305-7
TEL0270-65-2135 FAX0270-65-2869



安全・安心を食卓に

群馬県食肉衛生検査所事業概要

令和6年度版

令和6年10月 編集

発行 群馬県食肉衛生検査所
〒370-1103
群馬県佐波郡玉村町樋越305-7
TEL(0270)65-2135
FAX(0270)65-2869